

## 15. 那覇市議会全員協議会要綱

平成 24 年 2 月 2 日  
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 166 条第 4 項の規定に基づき、全員協議会(以下「協議会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 協議会は、議長が必要と認めるときに開催する。

2 議事は、議長が行い、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 議長は、必要があると認めるときは、協議会の同意により指名した議員に議事を行わせることができる。

4 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第 3 条 議長は、必要と認めるときは理事者、その他関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 4 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、出席議員の過半数の議決があったときは、公開しないことができる。

(会議の記録)

第 5 条 議長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記録させなければならない

(その他)

第 6 条 その他必要な事項については、議長において定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 2 日から施行する。